
プロジェクト **グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応（当期税金）**

項目 **第 521 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 521 回企業会計基準委員会（2024 年 3 月 5 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 521 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

（実務対応報告の文案について）

連結損益計算書における表示及び注記について

2. 相当程度注記する企業が限定的になることが想定されることや、重要な場合の判断について、実務上大きな負担にはならないと想定されることから、ASBJ 事務局の提案に賛成する。
3. ASBJ 事務局の提案に賛成する。ただし、結論の背景において追加した重要であるか否かは企業のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解するために有用であるかどうかを踏まえて判断することになると考えられるという点については、「企業の法人税等に係わるキャッシュ・フローの金額」などとせず、一般的な記載となっている理由を確認したい。

四半期財務諸表における注記について

4. 四半期財務諸表における注記について、当期のグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が生じると考えられる場合に一律に注記を行うのではなく、重要であると判断される場合に注記を行うことで情報の有用性が高まると考えられる点を結論の背景に記載することを検討いただきたい。
5. BC30 項から削除した「重要性が乏しい場合には、当該注記は要しない。」については、注記を省略できることが明確になることから削除しないことも考えられるものの、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を見積っていない状況において重要性の判断を行うことが困難となるという ASBJ 事務局の分析に同意し、当該記載を削除する提案に賛成する。一方、重要性が乏しい場合には注記が省略できるという点について、今後の周知活動のなかで強調して説明していただきたい。

以 上